第五十一条の十六第四項	第一項第一号及び前項第二号	第一項第一号
第五十一条の十六第五項及び第六項	第一項第一号及び第三項第二号	第一項第一号
第五十一条の十七第三項	次に掲げる業務	次に掲げる業務（第三号に掲げる業務を除く。）
第五十一条の二十三第一項第五号	第五十一条の十六第一項及び第三項	第五十一条の十六第一項

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の記載事項）

第二十七条　法第十七条の五十四第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生貨物運送共同化事業（法第十七条の三十六第五項第十七号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業をいう。以下同じ。）に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定の申請）

第二十八条　法第十七条の五十五第一項の規定により住宅団地再生貨物運送共同化実施計画（法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画をいう。以下同じ。）の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第十七条の五十四第二項各号に掲げる事項

2　（略）

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更の認定の申請）

第二十九条　法第十七条の五十五第六項の規定により住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（権限の委任）

第三十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長（第三号に規定する権限については、運輸監理部長を含む。次条第一項において同じ。）に委任する。

一　法第十七条の三十六第二十七項（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定により同意すること。

二　法第十七条の五十一の規定により認定すること。

三　法第十七条の五十五の規定により認定すること。

四　第二十二条の規定により登録簿に記載すること。

五　第二十三条の規定により登録証を交付すること。

六　第二十四条の規定により更新登録申請書を受理すること。

2　法第十七条の五十九の規定による報告の求めは、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の記載事項）

第十四条　法第十七条の四十六第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生貨物運送共同化事業（法第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業をいう。以下同じ。）に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定の申請）

第十五条　法第十七条の四十七第一項の規定により住宅団地再生貨物運送共同化実施計画（法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画をいう。以下同じ。）の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第十七条の四十六第二項各号に掲げる事項

2　（略）

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更の認定の申請）

第十六条　法第十七条の四十七第六項の規定により住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（権限の委任）

第十七条　法第十七条の四十四及び第十七条の四十七に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。次条第一項において同じ。）に委任する。

2　法第十七条の五十一に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。